

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867



安全保謾条約（A案）

（前文略）

三三、七八、文六

第一条

日本国に對し武力攻撃が行われ同時に又は引き続々アメリカ合衆國に對し武力攻撃が行われることにより極東の平和が破壊されたときは、両国政府は必要ないつまゝの援助を相互に与えるものとする。

第二条

極東における平和の破壊の急迫した脅威が生じた場合、両国政府は直ちに協調しなければならない。

4
5
極秘

第三条

第一条の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。このような措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適當な機関が国際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するためには必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第四条

1 第一条の目的を即時かつ効果的に達成するため、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の要請に基きその軍隊を日本国領域内に配備することを受諾する。

2 日本国に配備されるアメリカ合衆国軍隊の兵力及びその主要

な装備並びにその軍隊の使用に供されることがある日本国内の施設及び区域は両国政府の合意によつて決定されるものとする。
日本国内に配備されるアメリカ合衆国の軍隊の地位は、別の協定において定められるものとする。

第五条

1 この条約は、締約国の國際連合憲章に基く権利及び義務又は國際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

2 締約国は、國際連合憲章に定めるところに従い、自國が関係することがあるいかなる國際紛争も平和的手段によつて國際の平和

及び安全並びに正義を危くしないように解決すること、並びに、
その國際關係において、國際連合の目的と両立しないいかなる方法による武力による威嚇又は武力の行使も慎むことを約束する。

第六条

この条約の実施に關して相互の協議を必要とするすべての事項に
關する日本国とアメリカ合衆国との間の協議機關として、合同委員会を設置する。合同委員会は、必要とする補助機關を設置すること
ができる。

第七条

この条約の実施に關する細目は、両政府の協議により合意される
ものとする。

第八条

この条約は、一千九百六十三年七月三十一日まで効力を有し、その後は、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する。
締約の一方の締約国が、他方の締約国に対し一年前に文書に警告を加えることによって、前項に掲げる期日に又はその後いつでもこの条約を終了せるととがである。
経過起立の旨あり
ある。

第一条

日本国及びアメリカ合衆国に對し武力攻撃が行われるときは、各締約国は、國際連合憲章第五十一條によつて認められている個別的又は集団的自衛権の行使として許される範囲内において、必要ないつさへの援助を相互に与えることにより、極東における安全を回復し及び維持するため協力するものとする。

極
秘
4
5

安全保謾条約（互案）

（前文略）

第一条

1 日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するためには、必要なアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を相互の合意による決定に基き日本国内に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受け取る。

4
5
極秘

2 前項に基いて相互の合意によつて決定されるべき事項の中には、

日本国内に配備されるアメリカ合衆国軍隊の兵力及びその主要な装備並びにその軍隊の使用に供されることがある日本国内の施設及び区域が含まれるものとする。

3 日本国に於けるアメリカ合衆国軍隊の地位は、別の協定において定められるものとする。

第二条

1 日本国に対する武力攻撃又は武力攻撃の脅威が生じた場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国の防衛のため必要な共同措置を執るため直ちに協議しなければならない。

2 前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。このような措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適当な機関が國

該の平和及び安全を回復し、かつ、維持するためには必要な措置を
講じた上後は終止しなければならぬ。

第三条

アメリカ合衆国がこの条約の第一條に基いて日本国内に開催される
軍隊を同衆及本國二衆第一項に掲げられた目的以外の目的に使用
しようとするときは、事前に日本國の同意を得なければならぬ。

第四条

本との条約は、締約國の國際連合憲章に基く権利及び義務又は國
際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しては、いかな
る影響も及ぼさず。又はなく、また、及ぼすものと解してはなら
ぬ。

締約國は、國際連合憲章に定めるところに従い、自國が関係す
ることがあるいかなる國際紛争も平和的手段によつて國際の平和
及び安全並びに正義を危くしないよう解决すると共に、並びに、
その國際關係において、國際連合の目的と而立しないいかなる方

法による武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを約束する。
國する日本國とアメリカ合衆國との間の協議機關として、合同委員
会を設置する。合同委員会は、必要とする補助機関を設置すること
ができる。

第六条

第五条

この条約の実施に關する細目は、兩政府の協議により合意される
ものとする。

第七条

1. この条約は、千九百六十二年七月三十一日まで効力を有し、そ
の後は、本条で定めるとどるにより終了するまで効力を存続する。
2. いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書に
よる予告を与えることによつて、前項に掲げる期日に又はその後
いつでもこの条約を終了させることができる。